

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成20年6月9日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成20年6月9日(月) 午前10時 開会

午前10時18分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 村上英明

副委員長 川口純子

委員 森西 正

委員 上村高義

委員 三宅秀明

議員 柴田繁勝

議長 藤浦雅彦

副議長 野口 博

議員 野原 修

1. 欠席委員

委員 原田 平

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝

総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫

同局次長 野杵雄三

同局参事 池上 彰

同局書記 杉本 徹

同局書記 湯原正治

1. 案件

- ・平成20年第2回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○村上委員長 ただ今から議会運営委員会を開会します。

はじめに、無所属の野原議員については、慣例によりオブザーバー出席いただいております。また、民主党の原田委員の代わりに、柴田議員が代理で来ていますので、そのことをご了解いただきたいと思います。

それでは、理事者からあいさつを受けることにします。

副市長。

○小野副市長 おはようございます。暑い中、また何かとご多忙の中を議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

今週の12日から開催されます平成20年第2回定例会では、報告案件として7件、補正予算関係2件、損害賠償の額を定める件1件、条例案3件の計13案件を予定いたしているところでございます。案件の概要につきましては総務部長の方から説明をいたします。

よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げます。

○村上委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、上村委員を指名します。

それでは、第2回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。総務部長。

○奥村総務部長 それでは、第2回定例会に上程いたします議案の概略について説明申し上げます。

報告第1号は交通事故に伴う損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。平成20年4月11日午後2時20分ごろ、摂津市正雀4丁目9番25号地先において、本市の公用車がT字路を右折した直後、停車中の車両とすれ違

際、右バンパーに接触し、相手方車両の塗装面に接触痕跡が付着したため、塗装修理したものであります。この修理代63,440円は全額、社団法人全国市有物件災害共済会より支払われております。

続きまして報告第2号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件でございますが、これは地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に衆議院で再議決され、平成20年4月1日から遡及適用されます。つきましては国の動向に連動いたしまして、市税条例においても4月30日付けで専決処分いたしましたものであります。

平成20年度の市町村税に関わります主要な改正は、市民税では寄附金税制の拡充、金融・証券税制の見直し、公的年金からの特別徴収制度の導入などが上げられ、住宅ローン特別控除の申告書の提出期限に係る宥恕規定の整備も図られております。

次に固定資産税関係では、長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、住宅の省エネ改修に係る固定資産税の減額措置の創設など、また平成20年12月1日から施行されます公益法人制度改革関連法案による改正も行われております。これら地方税法の改正を受けまして、市税条例で規定すべき項目について条例整備をするとともに、条ずれ、項ずれ等の整備も行っております。

続きまして報告第3号、平成20年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算専決処分報告の件でございますが、これは、平成19年度の国民健康保険特別会計の決算収支見込額では、4億4,517万5,000円の収支不足が見込まれます。よって、この赤字補填のため、平成20年度予算から、前年度繰上充用金として、平成20年5月30日に専決補正いたし

たものであります。

報告第4号、平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算専決処分報告の件につきましても、報告第3号と同様に、平成19年度収支不足額1億2,300万円の赤字補填のため、平成20年度予算から、前年度繰上充用金として、平成20年5月30日に専決補正したものであります。

続きまして報告第5号は平成19年度摂津市一般会計継続費繰越報告の件でございます。平成19年度の継続費の繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、継続費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

内容につきましては、款7土木費、項4都市計画費の南千里丘まちづくり事業で、継続費の総額22億492万1,000円のうち、平成19年度の継続費予算現額2,226万5,000円は未執行となっており、全額を翌年度に逡次繰越しさせていただくものでございます。

なお、繰越しをいたします財源内訳として繰越金を予定しております。また、南千里丘土地区画整理事業については、継続費の総額9億3,500万円のうち、平成19年度の継続費予算現額8,463万6,000円のうち支出見込額は4,435万7,636円となり、残額4,027万8,364円を平成20年度に繰り越すものであり、財源内訳は全額繰越金としております。

次に報告第6号は、平成19年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件でございます。本件につきましては平成19年度補正予算第5号で繰越明許費の設定をお願いいたしましたところですが、平成19年度繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146

条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

その内容につきましては、まず款7土木費、項4都市計画費のJR千里丘駅エレベーター設置補助事業で、金額1億2,370万3,000円の全額を翌年度に繰越させていただくものでございます。繰り越しをいたします財源は一般財源となっております。

次に、南千里丘まちづくり事業につきましても4,283万1,000円全額を翌年度に繰越させていただきます。財源内訳としては一般財源を予定しております。

次の款9教育費、項2小学校費、小学校耐震補強等事業につきましても、5,106万5,000円全額を翌年度に繰越するものであり、財源内訳として、未収入特定財源として国庫支出金1,275万1,000円、地方債3,820万円を予定しており、残額11万4,000円は一般財源を予定しております。

次の報告第7号は平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越報告の件でございます。

本件につきましては、平成19年度補正予算第6号で繰越明許費の設定をお願いいたしましたところですが、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

その内容は、款1下水道費、項2下水道事業費の公共下水道整備事業で、1,420万円のうち1,314万9,350円を繰り越しさせていただくものでございます。その財源内訳として既収入特定財源5万2,350円、未収入特定財源として国庫支出金299万7,000

円、地方債1,010万円を見込んでおります。

次に議案関係でございますが、議案第44号、平成20年度摂津市一般会計補正予算では、現計予算額333億3,386万円に補正額15億6,504万5,000円を増額し、補正後額348億9,890万5,000円とするものでございます。

吹田操車場跡地の土地購入費、旧総合福祉会館等撤去工事費、スクールソーシャルワーカーサポーター配置費用及びコミュニティ助成事業による備品購入等となっております。

議案第45号、平成20年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算では、過年度分の府費負担金の返還金が生じていることから補正するものであります。補正前6億9,417万7,000円に1,040万2,000円を追加し、補正後額7億457万9,000円といたします。

次に議案第46号は損害賠償の額を定める件でございます。これは、平成19年12月22日、摂津市別府2丁目7番18号地先で道路反射鏡が根元から折れ、隣接する民家のテラスや外壁などに損傷を与える事故が発生いたしました。その後、被害者と交渉を重ねた結果、家屋被害損害金157万7,205円、休業損害金22万3,900円の合計180万1,105円を市が賠償することで合意しているところでございます。つましては、議会のご同意をいただき速やかに、示談書の締結、賠償金の支払手続をしていきたいと考えております。なお、この賠償金については全額、全国市有物件災害共済会から補填されることとなります。

議案第47号は摂津市体育館条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

これは、旧総合福祉会館前にあります摂津市立市民体育館を、平成20年度をもちまして閉鎖するため、条文から削除するとともに、条文の整理を行うものであります。

議案第48号の摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件は、現行の診療報酬の算定方法である平成18年厚生労働省告示第92号が廃止され、新たな算定方法が告示されたため、変更するものであります。

最後に議案第49号摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことにより、本条例を改正するものであります。補償基礎額に加算する配偶者以外の扶養親族の加算額現行200円を217円に改めるものであります。

以上、提出案件の概略説明をさせていただきます。

○村上委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 質問がないようですので理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時13分 休憩)

(午前10時14分 再開)

○村上委員長 再開します。

それでは、第2回定例会の審議日程および議事日程について、事務局から説明をお願いします。池上参事。

○池上事務局参事 第2回定例会の審議日程等の事務局案について説明いたします。

まず、会期は、6月12日から6月2

7日までの16日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の6月12日は、付託案件について提案理由の説明、質疑、委員会付託、並びに即決案件の審議でございます。この日の午後5時15分が、議会議案の届出締切でございます。

また、この本会議終了後、幹事長会の開催が予定されています。この幹事長会において議会推薦の農業委員の調整が行われますので、人選がまとまれば、最終日の本会議で推薦の議決というふうに考えております。

13日が民生常任委員会。そして、委員会終了後、午後から現地視察が予定されています。また、建設常任委員協議会が予定されています。

16日が総務常任委員会と文教常任委員会でございます。また、16日の正午が一般質問の届出締切でございます。そして、17日が駅前等再開発特別委員会でございます。

次に、24日が議会運営委員会、26日は本会議で、一般質問。

翌27日は本会議最終日で、一般質問のあと、付託案件の委員長報告、採決ののち、議会議案でございます。また、本会議終了後、議会運営委員会を開催いただき、次の第3回定例会の日程の仮決定をお願いするものです。以上が、審議日程案です。

続きまして、2ページからの議事日程について説明をいたします。

まず、6月12日につきましては、日程1が会期決定の件で、日程2は、議案第44号など5件で、一括して提案理由の説明、質疑を受けたのち、所管の委員会に付託でございます。

日程3は、報告第1号など4件で、一括して報告を受けていただきます。

日程4は、報告第2号など3件で、一括上程で即決でございます。

日程5は、議案第46号、損害賠償の額を定める件で即決でございます。

次に、3ページの6月26日については、一般質問でございます。

27日については、一般質問ののち、日程2、議案第44号など委員会付託案件の5件を一括上程のうえ、委員長報告、採決となります。

なお、今定例会が市長の任期最終の本会議となりますので、前例によりまして閉会前に市長からあいさつを受けることとなりますので、よろしくお願ひいたします。以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございますが、ご覧のとおり総務、文教、民生の各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする案件でございます。

次の、議案第44号、所管別の分割表は、平成20年度一般会計補正予算につきまして、総務、文教の各常任委員会と駅前等再開発特別委員会で審査をお願いする内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。
○村上委員長 今、事務局から説明がありましたとおりで、よろしいでしょうか
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 それでは、そのように決定します。

次に、報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。池上参事。

○池上事務局参事 1点目は、全国議長会からの表彰状の伝達式についてでございます。

去る5月28日付けで、全国市議会議長会から表彰されました方の表彰状の伝達式を6月12日の本会議開会前に行います。

今回の表彰におきまして、木村議員が

35年表彰を受賞されておられます。

2点目は、議場の理事者席の一部変更についてでございます。

人事異動等にともない、今回、議場の理事者席について、一部変更しておりますのでよろしくお願いします。

○村上委員長 今、事務局から説明がありました点について、よろしくお願いします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時18分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 上村高義